

## 【手続方法等】

活動中に不測の事故が発生した場合

### ①市自治振興課にお電話等にて報告

- 町会長様・自治会長様よりご報告をお願いします。

### ②市で保険の対象となる事故かどうかの判断をします。

- 判断が難しい場合、保険会社に補償対象となる事故か否かを照会します。

### ③補償対象の事故の場合、所定の様式にて、市へ事故報告書を提出してください。

- 補償対象の可否にかかわらず、市から町会長・自治会長様にご連絡させていただきます。
- 補償対象となる場合は、お手数をおかけいたしますが、町会長様、自治会長様に提出いただきますようご協力よろしくお願いいたします。
- 所定の事故報告書は、自治振興課窓口にて配布いたします。

### ④提出された事故報告書を、保険会社へ送付します。

- 個人情報や、保険会社へ通知することになりますのでご了承ください。ただし、目的以外に利用することはありません。
- 保険会社は、補償の可否あるいは程度の決定に際し、必要に応じて、医療機関等に対して調査する場合がありますのでご了承ください。

### ⑤保険会社と町会様・自治会様との間で連絡調整

- 直接、保険会社の担当者と調整していただくことになります。
- 申請書等必要な書類のやり取りを行っていただきます。
- 医療機関の意見書、関係機関の資料、各種領収書等、必要書類の提出を求められることがありますので保管に努めてください。

### ⑥保険金の支払い

- 保険金は、補償対象者様に直接お振込みされることとなります。

### ⑦保険会社より、市に対して、保険金が支払われた旨の通知があります。